

広島県産業廃棄物埋立税の新設（更新）について

1. 産業廃棄物埋立税新設（更新）の理由

広島県では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から環境への負荷の少ない循環型社会への転換を目指して廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組むとともに、産業廃棄物の排出抑制等を図る経済的手法として、平成15年度から産業廃棄物埋立税を導入し、その税収を活用して、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」及び「啓発活動」に取り組んできました。

産業廃棄物埋立税が平成30年3月末をもって失効することから、引き続き、税制度の経済的インセンティブにより、産業廃棄物をはじめとする廃棄物全般の排出・埋立抑制を一層推進するとともに、循環型社会の実現に向けた税活用事業の積極的な展開を図ることを目的として、現行制度を維持し、課税期間を平成35年3月末まで5年間延長する旨変更いたしたく、協議を申し出るものです。

2. 広島県産業廃棄物埋立税の概要

課税団体	広島県
税目名	産業廃棄物埋立税（法定外目的税）
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）
税率	1,000円／トン
徴収方法	特別徴収
収入見込額	433百万円（5か年平均）
非課税事項	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場に搬入するもの）については課税免除
徴税費用見込額	17.6百万円
課税を行う期間	5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日）

3. 同意要件との関係

産業廃棄物埋立税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

産業廃棄物埋立税の課税標準は、広島県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量であり、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。

また、その税率は、1トン当たり1,000円と著しく過重であるとまでは言えず、加えて、広島県内において15年間同じ税率で課税が行われてきたことなどから、住民の負担が著しく過重となるとは認められない。なお、他府県の産業廃棄物関連の法定外目的税と同様の税率である。

このことから、産業廃棄物埋立税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、産業廃棄物埋立税は、内国関税的な税には当たらない。

また、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、産業廃棄物埋立税が、産業廃棄物の流通に、周辺県を中心に広島県以外の地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとは考えられない。

以上により、産業廃棄物埋立税は、地方団体間の産業廃棄物の流通に「重大な障害を与える」ものとは認められないことから、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

- ① 税収は県内の不法投棄対策の強化をはじめとする産業廃棄物等の処理適正化、発生抑制等に使用されることとされ、むしろ、産業廃棄物等の適正処理に資するものであること
- ② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適當とする国（関係府省）の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適當とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

このことから、産業廃棄物埋立税は、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。

以上により、今回更新を予定している広島県産業廃棄物埋立税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。